

広島県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

令和六年二月五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

令和四年広島県選挙管理委員会告示第九十四号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、令和四年三月十六日提出の「自由民主党広島雄翔会支部」の令和三年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂 正 前	訂 正 後	訂正願受理 年 月 日
自由民主党広島 雄翔会支部	<p>3 本年収入の内訳</p> <p>個人分 1,980,000</p> <p>団体分 4,000,000</p> <p>5 寄附の内訳</p> <p>〔個人分〕</p> <p>〔団体分〕</p> <p>税理士法人岸田 240,000 広島市中区</p>	<p>3 本年収入の内訳</p> <p>個人分 2,220,000</p> <p>団体分 3,760,000</p> <p>5 寄附の内訳</p> <p>〔個人分〕</p> <p>岸田 裕・岸田サダ子 240,000 広島市西区</p> <p>〔団体分〕</p>	令和六年 一月二六日